

資料 1

## 最近における金融審議会等の活動状況

## 金融審議会金融分科会第一部会報告

## ～ 我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて ～ (平成19年12月) の概要

## I. 取引所の機能の拡充・強化

## 1. 取引所における取扱商品の多様化

## (1) ETF (上場投資信託) の多様化

ETFは、簡便かつ効果的な分散投資を可能とする投資手段  
⇒ 多様なETFを組成できるよう制度的手当てを行い、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで幅広い投資を可能に

(参考) ETFの上場数

東証	大証	ニューヨーク証取	ロンドン証取	ドイツ証取
13	6	220	145	283

## (2) 金融商品取引所と商品取引所の相互乗入れ

国際的には、取引所の資本提携を通じたグループ化等が進展  
⇒ 取引所間のグループ化等を可能とし、株式・債券や金融デリバティブから商品デリバティブまで総合的で幅広い品揃えを可能に

- 金融商品及び金融取引は金融商品取引法で規制し、商品デリバティブ取引は商品取引所法で規制するとの枠組みの下、取引所の資本提携等を通じた相互参入を可能に

## 2. プロに限定した取引の活発化

## (1) 現行のプロ私募を活用した枠組み

現行のプロ私募制度 (適格機関投資家が対象) やPTS (私設取引システム) 制度を活用したプロ向け取引の活発化

## (2) 取引参加者を特定投資家にまで拡大した枠組み

(1)に加え、取引参加者を特定投資家にまで拡大し、新たなプロ向けの取引所市場制度を創設

- 現行の開示規制の適用はなし。企業内容等に関する年1回以上の情報提供を求め、具体的内容は取引所が自主的に決定
- 一般投資家は特定投資家による運用 (投資信託等) を通じて参加

## II. 銀行・証券間のファイアーウォール規制の見直し

ファイアーウォール規制は、平成5年の業態別子会社方式による相互参入解禁時に導入。その後、必要に応じ緩和

- 利益相反による弊害や銀行等による優越的地位濫用の防止の実効性確保
- 顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請のため、新たな規制の枠組みを提供

- 証券会社、銀行等に利益相反管理態勢の整備を義務付け
- 銀行等の優越的地位を不当に利用した勧誘を禁止
- 役職員の兼職規制を撤廃
- 顧客に関する非公開情報の共有の制限を緩和

個人情報：オプトイン (事前同意) [現状維持]  
法人情報：オプトイン (事前同意) ⇒ オプトアウト (顧客が不同意の場合共有を制限)  
内部管理目的での情報共有 ⇒ 当局承認は不要に

## III. 課徴金制度の見直し

金融商品取引法上の課徴金制度は平成17年に導入  
⇒ 2年余りの実績等を踏まえ、違法行為のより実効的な抑止をもたらすよう、見直し

- 現行課徴金 (下記) の金額水準を引上げ
  - インサイダー取引
  - 相場操縦
  - 風説の流布・偽計
  - 発行開示書類・継続開示書類の虚偽記載
- 以下を新たに課徴金の対象に追加
  - 相場操縦のうち、相場変動型でない安定操作取引
  - 発行開示書類・継続開示書類の不提出
  - 公開買付届出書・大量保有報告書等の虚偽記載・不提出
- 課徴金の加算 (例えば繰返しの場合)・減算 (例えば早期自己発見の場合) 制度の導入
- 除斥期間の延長 (現行3年→例えば5年) 等



## 金融審議会金融分科会第二部会報告

## ～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～(平成19年12月)の概要

## I. 銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大

金融サービスの多様化、高度化等に伴い、銀行・保険会社本体の経営の健全性の確保に留意しつつ、国際競争力の確保等の観点から、銀行・保険会社グループの業務範囲拡大のための制度的手当を提言

- ▶ 財務の健全性や的確なリスク管理等一定の要件を満たす銀行グループの銀行兄弟会社に対して新たな業務を解禁する枠組みの導入
  - ・ 現行、銀行の子会社と兄弟会社の業務範囲については、法令で同一内容を限定列挙
- ▶ 上記の新たな枠組みの下、銀行の兄弟会社に商品の現物取引を解禁
- ▶ 商品の保有リスクを回避するための措置が講じられていることを前提として、銀行・保険会社グループに商品デリバティブの現物決済を解禁
- ▶ 実質的に与信と同視しうることを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にイスラム金融を解禁
- ▶ 排出権をめぐる今後の状況を見極めつつ、銀行・保険会社本体に排出権取引を認める方向で検討
- ▶ ファイナンス・リース(実質的に設備投資資金の貸付けと同視しうるリース)を主として営むことを前提として、銀行・保険会社の子会社及び兄弟会社にリース物件と同種の中古物件売買等を解禁
  - ・ 現行、リース中古物件の売買等は、リース満了時の売却等に限定
- ▶ 地域密着型金融の一層の推進等の観点から、ベンチャービジネスの育成、企業再生(地域再生)等の分野を念頭に、銀行グループの議決権保有制限の例外措置の拡充を検討
  - ・ 現行、銀行本体とその子会社で合算5%超、銀行持株会社とその子会社で合算15%超の議決権の保有は原則禁止
- ▶ 銀行・保険会社本体に投資助言・代理業を解禁
- ▶ マネーロンダリングや脱税等の不適正な取引の防止に留意しつつ、外国銀行の業務の代理・媒介制度を導入
  - ・ 現行、例えば、外国銀行在日支店は、母体外国銀行の業務の代理・媒介ができない等の制約があり、こうした状況は、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供や我が国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねないとの指摘が存在

【参考】銀行・保険会社グループの業務範囲拡大の方向性

	銀行・保険会社 (本体)	銀行・保険会社 の子会社	銀行・保険会社 の兄弟会社(注)
商品の現物取引	×	×	×→○※ ※個別に許認可
商品デリバティブ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ	△※→○ ※差金決済のみ
イスラム金融	×	×→○	×→○
排出権取引	×→○※ ※今後の状況を見極めつつ、認める方向で検討	○	○
リース	×	○	○
中古物件の売買 ・メンテナンス	×	△※→要件緩和 ※リース満了時の売却等のみ	△※→要件緩和 ※リース満了時の売却等のみ
マーチャント ・バンキング	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり	△※→要件緩和 ※議決権保有制限あり
投資助言・代理	×→○	○	○

(注) 保険会社の兄弟会社は、これまでも、当局の承認を得れば、法令で限定列挙された業務(届出により実施可能)以外の業務も実施可能

## II. 利益相反の弊害の防止等

- ① 利益相反による弊害や銀行・保険会社等における優越的地位の濫用の防止の実効性の確保
- ② 顧客利便の向上や金融グループの統合的内部管理の要請のため、新たな規制の枠組みを提供

- ▶ 銀行・保険会社等に利益相反管理態勢の整備を義務付け
- ▶ 保険会社の役員と銀行等・証券会社の役職員との兼職規制を撤廃

## III. 保険に関する規制緩和

保険会社の資産別運用比率規制(いわゆる「3:3:2規制」)について、経営の健全性の確保等に留意しつつ、今後、廃止を含めた見直しを実施

【参考】資産別運用比率規制(いわゆる「3:3:2規制」)

対象資産	国内株式	外貨建資産	不動産
上限 (対一般勘定資産合計)	30%	30%	20%



## I. 信頼と活力のある市場の構築

### 1. 多様な資金運用・調達機会の提供

- (1) 取引所における取扱商品の多様化
  - ① **ETFの多様化**
  - ② 取引所の相互乗入れのための枠組みの整備
  - ③ J-REITの多様化(海外不動産の組入れ)
  - ④ 海外企業株式の国内での取引機会の拡大(JDRの流通制度の整備)
  - ⑤ 商品先物市場の機能強化
- (2) プロに限定した取引の活発化
  - ① 適格機関投資家制度の弾力化
  - ② **プロ向け市場の枠組みの整備**
- (3) グリーンシート市場における上場廃止銘柄に係る流通制度の整備
- (4) 「貯蓄から投資へ」の流れを促進するための税制
- (5) 金融経済教育の一層の充実による金融経済リテラシーの向上

### 2. 市場の公正性・透明性の確保

- (1) **課徴金制度の見直し**
- (2) 市場監視機能の強化
  - ① 証券取引等監視委員会等の市場監視体制の強化
  - ② 自主規制機能の強化
- (3) 会計・開示制度の整備
  - ① 会計基準の国際的な収斂・相互承認の推進
  - ② 英文開示の対象の拡大
  - ③ EDINETにおけるXBRLの導入
  - ④ 格付会社のあり方についての検討
  - ⑤ 証券化商品に関する適切なリスク評価とその情報開示の強化
- (4) コーポレート・ガバナンスの強化
  - ① 企業における内部統制の整備
  - ② 取引所におけるコーポレート・ガバナンス強化への取り組み
  - ③ 上場企業等のガバナンス強化についての検討

### 3. 安全かつ効率的で利便性の高い決済システム等の構築

- (1) 資金決済システム
- (2) 証券決済システム
- (3) リテール決済
- (4) 電子記録債権制度

## II. 金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備

1. **銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し**
2. **銀行・保険会社グループの業務範囲の拡大**
3. 保険会社の資産運用規制の見直し
4. **金融機関・金融グループにおける内部管理態勢の強化**
5. 中小企業金融の円滑化と地域の活性化
6. 海外ファンドマネージャー誘致のためのPEリスクの排除

## III. より良い規制環境(ベター・レギュレーション)の実現

1. 対話の充実とプリンシプルの共有
  - (1) 事業者との対話を通じたプリンシプルの共有
  - (2) 事業者や関係諸団体との対話の充実
2. 規制・監督の透明性・予見可能性の向上
  - (1) 金融行政の一層の透明性の向上のための取組み
    - ① ノーアクションレター等の適切な運用
    - ② Q&Aの活用
    - ③ 金融関連法令等の英訳の推進
  - (2) 規制環境に対する理解の促進
    - ① 金融庁のウェブサイトの活用
    - ② 海外向け情報発信の強化
    - ③ 規制影響分析(RIA)の実施
    - ④ 市場監視行政の透明性の向上
3. 海外当局との連携強化
4. 市場動向等の的確な把握と効果的な行政対応
  - (1) フォワード・ルッキングな行政対応に向けた監督体制強化
  - (2) 重点的・機動的な検査の推進等
5. 職員の資質向上

## IV. 市場をめぐる周辺環境の整備

1. 国際的に通用する金融・法務・会計等の専門人材の育成・集積
  - (1) 高度かつ実践的な金融教育の充実と高度金融人材の活用促進
  - (2) 公認会計士試験の改善
  - (3) 金融専門人材の育成
  - (4) 入国審査における予見可能性の向上等
2. 国際金融センターとしての都市機能の向上

以上

金融審議会 金融分科会 第二部会 報告  
～ 保険法改正への対応について（概要）～

I. はじめに

金融審議会・金融分科会・第二部会・保険の基本問題に関するワーキング・グループでは、法務省による保険法改正に際し、(1) 保険会社に対する監督・規制の在り方にどのような影響がありうるか、(2) 監督・規制という観点から、保険法改正に際して示された論点や選択肢についてどう評価すべきか、という観点から、保険業法の分野における対応について検討を行った。審議の結果、保険業法の分野における基本的な考え方は、以下のとおり整理することが適当である。

II. 保険法改正への対応について

○ 傷害・疾病保険契約に関する規定の創設

- 保険法と保険業法の間で、傷害・疾病保険契約に関する規定に差異が生じることとなるが、現行の保険業法上の保険種別の分類は概ね定着している上、立法目的の差異等を踏まえれば、両者が一致していなくとも問題は生じない。

III. その他の論点について

○ 生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付

- 利便性が向上するとの指摘もあった一方、将来の現物価格変動に伴う保険契約者等への影響、現物給付の適切な履行・監督上の困難性に対する懸念などから、保険業法においては、現物給付を認めず、現行規制を維持することが適当。
- 今後、生命保険的な現物給付商品が数多く販売されるなどの状況の変化が生じた場合、改めて保険業法の適用対象とすべきか検討を行うことが適当。

○ 未成年者の死亡保険

- 被保険者の同意を得ることができない未成年者に対する死亡保険のうち、モラルリスクの高いものについては、当局、業界、保険会社各社において、効果的なモラルリスク対策を実施すべき。(当局による内閣府令等、業界による自主ガイドライン等の整備)

○ 保険料積立金等の支払

- 解約返戻金について、規律の更なる明確化の観点から、解約時のペナルティーは含まれないという趣旨の規定を商品審査基準に明確化すべき。
- 無・低解約返戻金型保険商品のあり方、解約返戻金にかかる開示等といった保険料積立金等の支払に関する論点は、技術的な要素を多く含むことから、今後、専門的・実務的視点も含めた更なる検討が行われるべき。

その他

- 保険金支払・保険募集については、保険法改正への対応としては特段の措置を要しないものの、引き続き検討を行うべき。保険の定義、損害保険会社に対する先取特権に関する論点については保険業法上の特段の措置は要せず。

## 中間論点整理の概要

～平成16年改正後の信託業法の施行状況及び福祉型の信託について～

## 1. 経緯

信託業法は、平成16年12月に全面改正され、その際、見直し条項や福祉型の信託について検討を求める附帯決議が附された。これを踏まえ、昨秋から幅広く審議。

## 2. 平成16年改正後の信託業法の施行状況

平成16年信託業法改正のポイント	施行状況
① 受託可能財産の範囲の拡大	①知的財産権など受託財産の多様化が進行。 <sup>1</sup> ②知的財産権や流動化対象資産の管理・運用に特化した信託会社など、特色ある信託会社の参入。 <sup>2</sup> ③信託代理店の新規参入が進み利用者窓口が拡大。 <sup>3</sup> ④行為準則・ディスクロージャー制度の導入により、顧客への説明資料等が充実。
② 信託業の担い手の拡大	
③ 信託サービスの利用者窓口の拡大	
④ 受益者保護のためのルール整備	

注：1 知的財産権については、受託実績あり。その他、排出権や担保権も受託に向けて検討中。

2 運用型信託会社5社、管理型信託会社7社。（平成19年6月現在）

3 信託代理店は、従来金融機関等に限定されていたが、改正後一般事業会社など14社が参入

## 3. 福祉型の信託について

## (1) 福祉型の信託とは

大方の合意を得た定義はないが、企図するところは、信託を高齡化社会における「福祉」という公共目的に役立てようとするものと考えられる。

## 具体例

イ高齡者が、介護が必要になった場合に介護費用に充てるため、信託を行う。  
 ロ障害者である子の親亡き後の生活資金に充てるため、財産の信託を行う。  
 ハ一定の財産を信託し、受託者に自らの死後の事務処理を依頼する。

## (2) 検討に当たっての基本的視点

具体的な制度設計の前提として、以下のような基本的視点についての考え方を今後整理する必要。

- ・ 社会福祉政策の一環として位置付けるべきではないか。
- ・ 福祉型の信託は、信託を公共目的に役立てようとする点で「公益信託」に類似。公益信託については、事業型の導入や、公益法人等の参入も検討される見込み<sup>4</sup>。両者の議論は、平仄のとれたものとする必要。
- ・ 福祉型の信託が、裁判所の関与のある成年後見の潜脱に使われ、受益者の利益を害さないように留意すべき。

注：4 公益信託については、平成18年信託法改正の際の附帯決議において、「公益法人制度と整合性のとれた制度とする観点から」見直しをすることとされている。

## 4. 福祉型の信託の制度設計

### (1) 制度設計の基本

ニーズに即した制度設計をする必要があるが、ニーズの捉え方も様々。

- ① 受託者の役割は、財産管理に限られるのか、身上監護まで行うのか。
- ② 受託者は、信託財産の管理のみを行うのか、一定の処分・運用まで行うのか。
- ③ 採算性が厳しいものが多いのか、相応の収益を確保できるものもあるのか。
- ④ 長期の信託期間を想定すべきか、短期のものまで想定するのか。

### (2) 担い手

制度設計の基本に関する考え方の相違により、担い手に対する考え方も様々。

- ・ 受益者の個別の状況に応じた対応が求められ、主に大量・定型的な業務を営む既存の担い手では不十分。高齢者福祉や後見業務を行う弁護士等や公益法人等が担えるようにすべきではないか。
- ・ 福祉型の信託には既存の担い手が適切な場合もあるのではないか。
- ・ 福祉型の信託に対するニーズを検証し、その内容を類型化した上で、類型毎に担い手のあり方を議論する必要があるのではないか。

### (3) 担い手に対する規律のあり方

担い手に対する規律のあり方に対する考え方も様々。

#### ① 基本的な考え方

- ・ 業を前提としない民事信託に類似しており、厳しい規制は避けるべきとの考え方と、受益者である高齢者・障害者保護の観点から、むしろ厳格な規律が必要との考え方が対立。

#### ② 参入形態

- ・ 弁護士等個人による受託を認めるべきとの考え方と、継続性・安定性の確保等の観点から法人に限るべきとの考え方が対立。

#### ③ 財産的基盤

- ・ 他人の財産を預かる点で、一定の財産的基盤は必要との意見が大勢。一方で、弁護士等個人による受託を認めるべきとの立場から、受託した財産の管理に特化すれば財産的基盤要件は不要との意見も存在。

#### ④ 監督

- ・ 業務の適正かつ安定的な継続を確保するには、行政による監督が必要との意見が大勢。一方で、弁護士が受託する場合、弁護士会の監督体制を充実させれば行政による監督は不要との意見も存在。

## 5. 今後の議論のあり方

高齢化が進む我が国の社会状況における信託制度の位置づけ、公益信託制度との整合性等に留意しつつ、各論点について議論を深めていくことが必要